

平成28年度 中小企業等に対する料金減免制度を中心とした支援施策に関する調査研究報告書（要約）

I. 本調査研究の目的

本調査研究は、これまでに減免制度を利用した中小企業等に対し、ヒアリング調査により、中小企業等への支援施策全体における減免制度の位置付けや減免制度による効果等に関して情報収集を行い、調査により得られた情報を整理・分析することにより、減免制度の政策的な効果について検証し、現行の減免制度の評価や今後の減免制度の在り方等について検討するための基礎資料を得ることを目的として行った。

II. 本調査研究の内容

1. ヒアリング調査方法

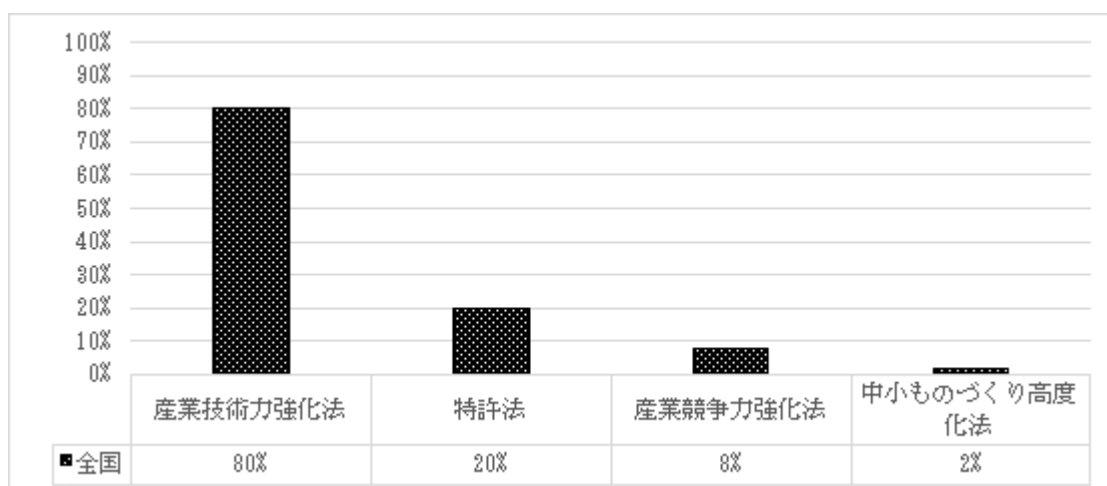
平成22年度から平成26年度で特許料納付時に減免制度を利用した中小企業100社を地域バランスを考慮しつつ抽出し、当該企業を訪問、ヒアリングを実施した。

2. 調査結果

(1) 減免制度の利用状況

本調査研究のヒアリング対象の中小企業が利用している法律別の減免制度の利用状況を【図表Ⅱ-1】に示す。企業数は延べ数でカウントしている。

【図表Ⅱ-1】 減免制度の利用状況



この結果から、産業技術力強化法に基づく申請が 80 パーセントと大部分を占めていることが分かる。産業技術力強化法に基づく申請は、主に試験研究費等比率が収入金額の 3 パーセントを超える中小企業を対象としており、研究開発に多くの費用を充てている企業の割合が高いことが分かる。

一方、特許法及び中小ものづくり高度化法に基づく申請に関しては、対象となる企業が限られているので、利用者は少ない。

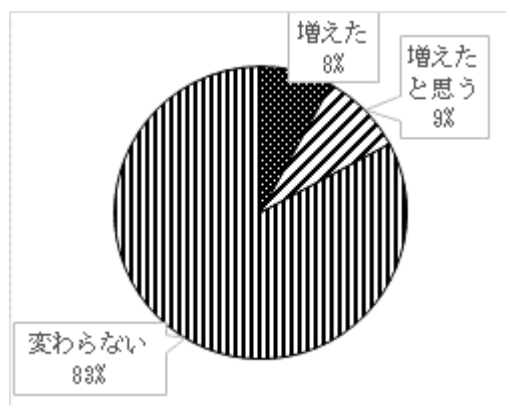
(2) 減免制度の効果

減免制度が、特許権利化促進に寄与しているかどうかの実態を把握することを目的として、(i) 権利取得への効果、(ii) 権利取得以外への効果について調査した。特に、(ii) 権利取得以外への効果については、①経済・財政面への効果、②非経済・財政面への効果に分けて調査した。

(i) 権利取得への効果

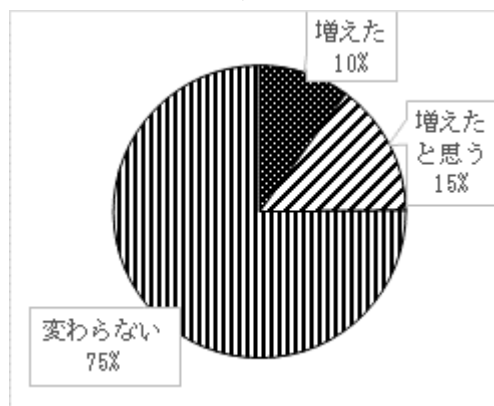
① 出願への効果

【図表Ⅱ-2】 出願数の変化



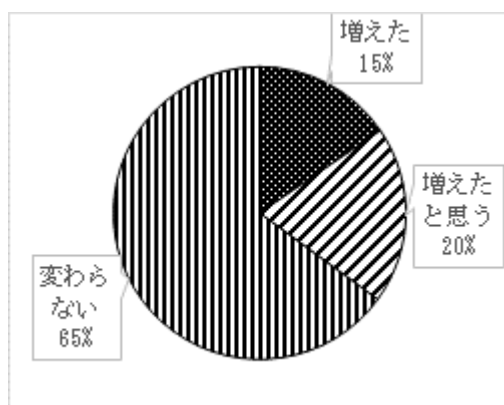
② 審査請求への効果

【図表Ⅱ-3】 審査請求数の変化



③ 特許保有への効果

【図表Ⅱ-4】 特許保有数の変化



・ 出願数の変化は「変わらない」との回答が 83 パーセントと高い。

・ 「増えた」及び「増えたと思う」との回答を合わせた割合は、それぞれ、

出願数 : 17 パーセント

審査請求数 : 25 パーセント

特許保有数 : 35 パーセント

と増えている。

必要なものを出願し保有しているなど、権利取得にかかる費用とは別の要因で出願数が決まることを挙げる企業がほとんどであった。

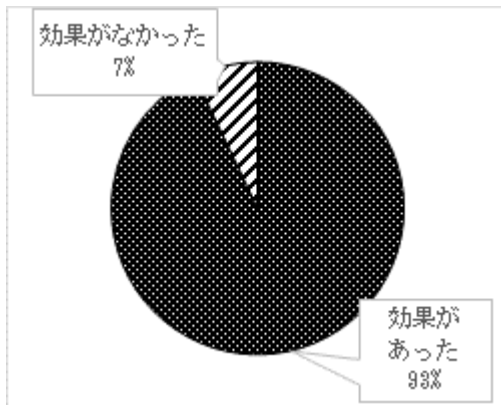
減免制度を利用することで出願数が「増えた」及び「増えたと思う」との回答は合わせて17パーセントであったのに対して、審査請求数及び特許保有数は、それぞれ、25パーセント、35パーセントであった。増えた内訳から、特許の出願数及び特許保有数が多い企業ほど、これらの段階でのコスト的な面への影響が大きいからと推測される。

(ii) 権利取得以外への効果

次に減免制度を用いて権利化することで得られる効果を、①経済・財政面への効果、②非経済・財政面への効果に分けて調査した。

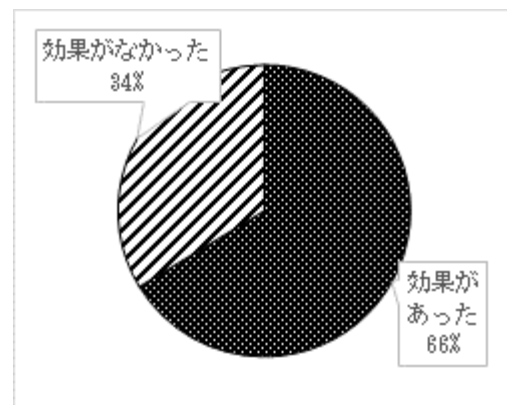
① 経済・財政面への効果

【図表Ⅱ－7】 経済・財政面への効果



② 非経済・財政面への効果

【図表Ⅱ－8】 非経済・財政面への効果



減免制度は料金の減免であることから、多くの企業が、直接的に経済・財政面への効果を感じていることが分かった。

特許権取得による非経済・財政面への効果として、信用力の向上とそれによる商談などでの交渉力の向上が挙げられている点は、特許の取得を考える企業にとって参考になると考えられる。

Ⅲ. まとめ

1. 減免制度による権利取得促進効果

83パーセントの企業にとって減免制度は特許出願するかしないかの判断に影響しないものであることが分かった。減免制度を利用しても出願数は「変わらない」と答えた83パーセントの企業の多くは、必要な特許を出願し権利取得を目指している旨、又は、他の要因で出願数は決まる旨を回答した。

このことから、減免制度による出願を促す効果は必ずしも大きくないことが推測される。ただし、規模の小さな企業や特許出願数の少ない企業においては、

相対的に出願を増加させる効果が高い傾向があることが分かった。また、出願後の審査請求段階及び特許を維持するかどうかを判断する段階では、減免制度の有無が判断に影響し、権利取得を促進する効果が出願時に比べて大きいことが分かった。

2. 減免制度による経済・財政面への効果

減免制度による経済・財政面への効果については、ヒアリング対象企業の93パーセントが、効果があったと回答した。さらに、支援施策全体における減免制度の満足度も92パーセントが高いと答えており、料金が減免される点が挙げられている。また、支援施策全体における減免制度の優先度についても77パーセントが高いと答えており、その理由として経済・財政面への効果が挙げられている。

これらのことから、減免制度の経済・財政面への効果は利用者にとって大きく認められていることが確認できた。

3. 知財を活用する企業を増やすための多様な施策の必要性

今回のヒアリングの結果から、中小企業には、多様なニーズが存在し、ある特定の施策のみで、知財の活用の促進を抜本的に改善することは困難であることが分かった。減免制度についても、特許出願を増やす効果は、限定的であり、減免制度があるから出願するのではなく、出願する時に使える減免制度があるから使う事業者が多数存在することから、その施策に係る費用を勘案することが必要である。

今後も、知財を活用する企業を増やすためには、知財に関する講習会や相談窓口の充実等、複層的な施策の実施が効果的であると考えられる。